

広島市告示（安佐南区）第 33 号
令和 7 年 4 月 11 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 174 条の 4 第 4 項の規定に基づき、安佐南区役所市民部沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 解除を受けた区分任出納員の設置場所
安佐南区役所市民部沼田出張所
- 2 解除を受けた区分任出納員
安佐南区役所市民部沼田出張所 主事 延谷 亜希子
- 3 解除させた事務
広島市会計規則（昭和 43 年 広島市規則第 23 号）第 85 条第 1 項中別表第 3 の出張所長が行う収納事務
- 4 解除年月日
令和 7 年 3 月 31 日